

茨城県学校長会財政基盤確立並びに 教育プラザいばらき建設基金に関する規程

(目 的)

第1条 茨城県学校長会の財政基盤を確立するとともに教育プラザいばらきの建設並びに維持運営のための基金を設ける。

(基 金)

第2条 基金は、会員の拠出金及び繰入金並びに寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会員の拠出額は6万円とし、返還しない。

3 前項の拠出金の納入については、別に定める。

4 繰入金は、財団法人茨城県教育センターの益金を充てる。

(運用益金の処理)

第3条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に編入する。

(基金の用途)

第4条 基金は、第1条の目的達成のため次のように使用するものとする。

(1) 教育プラザいばらきの建設並びに維持管理のための経費

(2) その他必要と認める経費

(管 理)

第5条 基金は、会長が管理し執行に当たる。

(監 査 等)

第6条 基金は、毎年度監事の監査を受け、総会に報告しなければならない。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関し、必要な事項は別に評議員会の承認を得て定める。

付 記

1 この規定は平成6年3月3日から施行する。

昭和52年1月28日茨城県学校長会財政基盤確立基金に関する規定及び昭和57年4月15日より実施の茨城県学校長会館建設基金規程を廃す。